

福山市商店街活力向上事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の商店街の魅力の増進と賑わい創出を図り、本市商業の振興に資することを目的として、商店街活性化に係る事業に必要な経費の一部を補助する「商店街活力向上事業補助金（以下「補助金」という。）」の交付について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合 市内の商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。
- (2) 準ずる任意団体 一定の地区（街区）内で集積・近接した商業事業者で構成され、来街者（消費者）を対象に、継続的に商業振興を目的とした事業を行う市内の団体であつて、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいう。
- (3) 商店街 組合及び組合に準ずる任意団体（以下「組合等」という。）が定款等で定める地区をいう。
- (4) 民間事業者 規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいう。
- (5) ビジョン 持続可能な地域に根付いた商店街づくりに向けて組合等が自ら策定する、めざす姿や具体的な取組が示されているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 組合
- (2) 組合に準ずる任意団体
- (3) 民間事業者

2 補助対象者は、次の各号に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 代表者及び構成員等が、次のいずれにも該当しないこと
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であること
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意すること
- (5) 民間事業者については、連携する組合等に属していないこと。ただし、団体等においては、構成員の2分の1未満の範囲で、連携して取り組む組合等の組合員又は事務局員の所属を認める。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 賑わい創出事業 組合等が実施する、ビジョンに基づく商店街の継続的な賑わいの創出に資する取組
 - (2) 民間事業者提案事業 民間事業者が組合等と連携して実施する、組合等の抱える課題の解決及び継続的な賑わいの創出に資する取組。なお、過去に連携して実施した実績のある取組については原則対象外とするが、当該取組において新規性が認められる場合については、この限りではない。
- 2 前項の規定に関わらず、同一年度において、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けているものは、補助対象から除く。

(補助金対象経費及び補助金の額)

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は別表1に定めるとおりとする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。

- 2 補助金の額は別表2に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に別表3に掲げる書類を添えて、別に市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 本補助金への交付の申請は、第4条第1項に規定する各事業において、1申請者につき1回とする。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は予

算の範囲内で補助金の交付決定を行い、速やかに補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定に際し、補助申請額の総額が当該年度の本補助金に係る予算額を上回る場合は、各申請者の補助申請額を一定の割合で乗じ、予算の範囲内で交付決定するものとする。
- 3 市長は、第1項の補助金の交付の決定を行う際は、事前に申請者の承諾を得たうえで、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができるものとする。

(補助対象期間)

第8条 補助の対象とする期間は、前条の規定による補助金交付の決定があった日から、次のとおり定める日までの期間とする。

- (1) 賑わい創出事業 2026年(令和8年)2月28日
- (2) 民間事業者提案事業 2026年(令和8年)2月28日

(事業計画の変更)

第9条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、第7条第1項の規定による交付決定の通知を受けた後において、申請書に記載した事項を変更するときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書に変更事業計画書及び変更収支予算書を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費を20パーセント以内で増減する場合は、この限りでない。

- 2 前項の承認により、補助対象経費が減額となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。なお、第7条第2項の規定に基づき補助申請額を一定の割合で乗じたうえで交付決定を行っている場合は、交付決定時と同様の方法により補助額を算出するものとする。
- 3 第1項の承認により補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は当初交付決定額を上限とする。
- 4 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定及び交付額を変更したときは、補助金交付決定変更通知書によりその旨を補助事業者に通ずるものとする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ事業中止・廃止承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助事業の中止又は廃止をしたときは、補助金交付決定取消通知書によりその旨を補助事業者に通ずるものとする。

(承継)

第 1 1 条 合併、譲渡、分割等の理由により補助事業を承継した場合、事業の承継者は遅滞なく市長に承継届出書を提出しなければならない。

(事業報告等の提出)

第 1 2 条 補助事業者は、事業報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業に係る経費の領収書等の写し
- (3) 事業内容や実施状況を確認できる記録等の資料（写真等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 事業報告書等は、補助事業終了後 3 0 日以内又は次のとおり定める期日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 賑わい創出事業 2 0 2 6 年（令和 8 年） 3 月 1 0 日
- (2) 民間事業者提案事業 2 0 2 6 年（令和 8 年） 3 月 1 0 日

(補助金の交付額の確定及び交付)

第 1 3 条 市長は、前条の事業報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により、補助金額及び交付条件を通知するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求しなければならない。

3 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 1 4 条 市長は、補助事業者が虚偽の申請等不正な手段により補助金の交付を受けたとき、その他補助の交付が適当でないと認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 1 5 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させることができる。

(延滞金)

第 1 6 条 補助事業者は、前条の規定により、市長から補助金の返還命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない

い。

- 2 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に定める耐用年数をいう。）を経過し、又は市長の承認を受けた場合には、この限りでない。

(書類の様式)

第18条 この要綱に規定する書類の様式は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、2023年（令和5年）8月28日から施行する。
- 10 この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）補助対象経費

	補助対象経費	補助対象外となる経費
賑わい創出事業	各商店街のビジョンに基づく継続的な賑わいの創出につながる経費 ※事業費の 30%以上が新規顧客獲得に向けたマーケティング・販売促進費であること	(1) 実施主体の構成員の管理運営に必要な経常的経費。（人件費、通信費、水道光熱水費等）ただし、人件費については、事業のために臨時的に雇用する者へ支給するものを除く。 (2) 飲食費 (3) 販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費 (4) 実施主体の構成員に対する賃借料又は会場使用料、謝礼、会議費 (5) 個人及び個店の資産形成に資する経費 (6) 他用途に転用可能な汎用性の高い資産の取得に係る経費 (7) 電化製品の購入費 (8) 商店街の維持管理に係る経費（施工工事、修繕、清掃等） (9) 送料、振込手数料
民間事業者提案事業	組合等の課題の解決及び継続的な賑わいの創出につながる経費 ※全体の経費のうち、民間事業者が負担する経費のみを対象とする	

別表 2（第 5 条関係）補助率及び補助上限額

	補助率	補助上限額
賑わい創出事業	補助対象経費の 2 分の 1	50 万円
民間事業者提案事業	補助対象経費の 3 分の 2	80 万円

別表 3（第 6 条関係）補助金交付申請書類

	提出書類
賑わい創出事業	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 誓約書 (4) 構成員名簿 (5) 定款、会則、規約その他これらに類するもの (6) 見積書の写し (7) その他市長が必要と認める書類
民間事業者提案事業	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 誓約書 (4) 構成員名簿 (5) 事業の実施が確認できる書類の写し（履歴事項全部証明書、定款・会則・規約その他これらに類するもの、個人事業の開業・廃業等届出書 等）

	(6) 見積書の写し (7) その他市長が必要と認める書類
--	----------------------------------